

サッカー資源の有効活用による、小・
中学校の継続的普及活動の展開
～女子サッカー一部設立に向けた実践例～

団体名 聖籠町教育委員会（新潟県）
種目等 女子サッカー
（本事例に係る問合せ先）
電話番号 0254（27）2111
メールアドレス e-gakkou@town.seiro.niigata.jp

1 研究のねらい

- （1）3小学校1中学校の利点を生かし、運動離れが進む女子児童生徒へのサッカー普及活動を展開することで、中学校女子サッカー部の設立に資する。
- （2）地域のサッカー指導者の活用と地域スポーツクラブとの効果的な連携の在り方を探る。

2 研究の取組体制

（1）地域実践研究協議会の設置

- ①構成メンバーは、町教育長、小中学校長（4名）、県サッカー協会理事（1名）、女子サッカー指導者（1名）、地区サッカー協会長、町サッカー協会長、事務局（2名）で構成した。
- ②研究協議会を3回実施（9/12, 9/17, 3/24）
- ③小中学校での運動部活動への意識調査の実施・分析
- ④フットサル大会への参加及び女性指導者による講演会実技指導会の開催

3 研究の概要

（1）地域のスポーツ指導者の有効活用によるサッカー教室の推進

- ①なでしこチャレンジリーグに所属するJAPANサッカーカレッジレディースの現役選手で、かつ中学・高校の教員免許状を所有する女性で地域のスポーツ指導者による、3小1中学校女子児童生徒を対象にサッカーの指導教室を27回実施した。
- ②指導教室では、各校担当教員と地域のスポーツ指導者が打合せを実施し、児童生徒のニーズやスキルにあった活動内容とした。

（2）実技指導の工夫点等

- ①サッカーの楽しさ、スポーツから味わえる喜び、チーム（集団）で協力し合うことの大切さ、チームプレーを通じた助け合いの大切さなどを実感できる活動構成と指導の展開。
- ②指導計画表を作成し、一人一人の運動能力・運動技能に応じた指導。
- ③地域のスポーツ指導者と、担当教員による指導内容の実証と運動指導のスキルアップ。

○児童生徒の安全を確保するため配慮（工夫）したこと

- 1 担当教員と地域のスポーツ指導者によるチームティーチングで、練習メニューや児童生徒の健康状態等を確認して実施した。
- 2 地域のスポーツ指導者を複数人とし、児童生徒の運動能力・運動技能差に配慮した。
- 3 毎回の練習内容を計画的に実施し、指導内容と指導のねらいを明確にして次回につなげた。

○成果の意義と今後の課題

- （1）成果として、指導内容が専門的で系統的だったことから、児童生徒の運動意欲が予想以上にみられ、サッカーへの興味・関心が高まった。
- （2）課題として、指導者の確保（日程、謝金）、学校と地域の連絡体制の確立がある。

○ 研究内容

【地域実践研究協議会の開催】

現状分析と将来展望，実施システムの検討



【学校におけるサッカー教室①】

小学校における活動風景



【学校におけるサッカー教室②】

中学校における活動風景



【担当教員も参加，指導内容の実践】

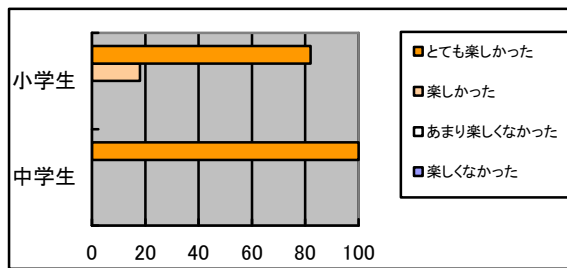


【アンケート集計結果】

本事業に参加した児童生徒・地域のスポーツ指導者を対象に，サッカー教室後の運動意欲調査を実施した

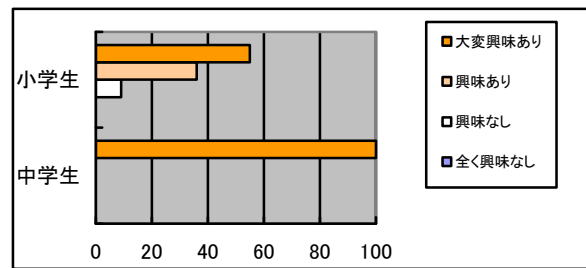
【質問：参加してどうでしたか？】

回答した全児童生徒が「楽しかった」



【質問：運動（サッカー）に興味はもちましたか？】

回答した児童生徒の90%以上が興味をもった（23人/25人中）



単位：%

【分析・考察】

アンケート集計結果からの分析・考察

- 地域のスポーツ指導者の指導内容が好評であった。個々の能力に合ったきめ細かい指導内容が，生徒のニーズに合った。次年度以降も地域のスポーツ指導者(女性)を望む声が多い。

【今後の展望】

女子サッカー部設立に向けて

- 小学校からの活動により，児童生徒の運動意欲の高まりと期待感からサッカー部の設立は，可能である。
- サッカー教室を継続実施し，指導体制を確立する。

男女統合の運動部活動において、地域のスポーツ指導者の活用を通して、技術力向上を図った実践例

学 校 名 胎内市立黒川中学校（新潟県）
全校生徒数 153名（男子72名 女子81名）
種 目 等 ソフトテニス部
（本事例に係る問合せ先）
電 話 番 号 0254（47）2425
学校メールアドレス kurokawa-jhs@tainai.ed.jp

- 1 研究のねらい
少子化から教職員数が減る中、男女統合を余儀なくされたソフトテニス部の技術力を向上させるため、複数の地域のスポーツ指導者の協力を仰ぎながら円滑な部活動運営を図る。
- 2 研究の取組体制
男女統合の運動部活動で、顧問・副顧問と地域のスポーツ指導者3人の5人によって運動部指導指導を行う。
- 3 研究の概要
 - (1) 地域のスポーツ指導者の協力を得た運動部活動の推進
 - ①地域のスポーツ指導者3名は本校OBで、うち2名は部員の保護者でもある。地域柄、住民同士の関係が密であるが、さらに地域のスポーツ指導者を介して保護者同士のコミュニケーションが密となり、顧問の指導に非常に協力的である。また、もう1名は企業のソフトテニス部に所属しており、現在も第一線の競技者として活躍している。さらに、外部指導の経験も豊富で、市から優秀指導者として表彰されたことがある。これらのことから、地域、保護者、学校が連携し、技術面、精神面を鍛える体制ができた。
 - ②顧問と副顧問が、長期的な練習計画の立案と練習会場の確保を行いながら、地域のスポーツ指導者が技術指導に専念できる環境作りに努めている。地域のスポーツ指導者の指導は、生徒とのコミュニケーションをしっかりと取りながら、和やかな雰囲気の中にも節度をもった内容で、男女を問わず生徒・保護者の両方から厚い信頼を得ている。
 - (2) 技術力向上に向けた指導の工夫
 - ①複数の指導者が関わるために、指導方針を共通認識できるよう、短期及び中期の目標を立て、PDCAサイクルを全体に示している。このことで活動目的が明確になり、指導者の意思疎通も促進された。
 - ②常時、複数の地域のスポーツ指導者がいることから、部員の一人一人に丁寧な指導ができる。また、様々な視点から助言がなされるため、部員は、技術や戦術について考える機会が多くなった。さらに、単調になりがちな練習内容も地域のスポーツ指導者からバリエーションを加えた提案があり、実施されている。
 - ③効果的な指導を可能にするため、地域のスポーツ指導者にも大会や強化研修会に同伴してもらい、部員の特性や運動能力を把握してもらっている。そのため、個々に合わせた適切な助言ができています。なお、複数の指導者によって指導内容が異なり、部員が混乱しないように、技術指導や戦術について、短い時間だが顧問を介して常に検討し合っている。
 - ④保護者との信頼関係を築くため、年2回の定例保護者会を実施し、それ以外にも随時開催している。その際、生徒に関する情報や活動内容について話し合っている。保護者の活動内容への理解を深めてもらうことで協力を仰ぎ、連携した指導が可能になっている。

○生徒の安全を確保するために配慮（工夫）したこと

- 1 男女統合で部員数も多くなり、顧問一人では熱中症等の事故防止に不安もあったが、複数の目があるため、その危険を回避することができた。また、細かい見取りと状況に応じた適切な指示が可能になり、指導者が部員の身体のトラブルをよく把握することができた。
- 2 練習内容に関する指導者同士の打合せを行った。男女もしくは個々の技術力やコンディションに応じたメニュー調整ができるようになった。
- 3 生徒の精神的な状況や人間関係について共通理解し、複数の目で観察したり、助言を行っている。

○成果と意義と今後の課題

- 1 顧問数を増やすことが叶わない現状であるため、運動部活動を運営する上で地域のスポーツ指導者の存在意義は極めて大きい。確固たる理論と熱意に基づいた指導で、部員達の技術力は向上し自信をつけた。各種大会では男女ともに入賞するなど、目覚ましい活躍をしている。
- 2 今後は、男女合同で活気ある雰囲気などのメリットを生かしながら、デメリットである男女の体力の格差を解消する練習方法の工夫と開発をしていきたい。

研究内容

【前衛を指導する地域のスポーツ指導者Kさん】

男女の前衛を集めて、目下の課題であるボレーの精度について技術指導をしている様子。



【後衛を指導する地域のスポーツ指導者Uさん】

後衛も男女合同で練習する。冬季の練習会場の確保でも尽力して下さる。



【試合後、前衛を指導する地域のスポーツ指導者】

試合後、次戦に備え専門的な立場から指導を受ける生徒。



【郡市大会後、表彰を受ける生徒】

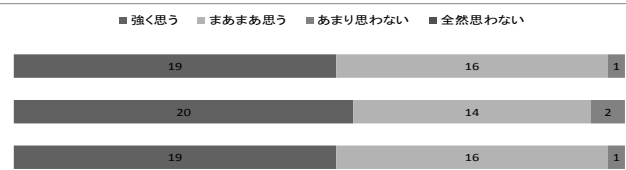
地域のスポーツ指導者の的確な指導を受けた結果、男子団体優勝を勝ち取ることができました。



【生徒アンケート（ソフトテニス部 36名）】

強く思う・まあまあ思う・あまり思わない・全然思わないの4段階で評価した。

- ①地域のスポーツ指導者によって、技術が向上した。
- ②地域のスポーツ指導者によって、やる気が高まった。
- ③教えてくれる指導者が増え、うれしかった。



【実践校としての成果・感想】

従来の学校運動部活動と地域のスポーツ指導者の確固たる理論と熱意に基づいた指導が融合し、部員達の技術力は向上した。そして、男女ともに各種大会で入賞するなど、目覚ましい活躍をしている。また、細かい見取りと状況に応じた適切な指示が可能になり、指導者が部員の心身のコンディションをよく把握することができている。生徒の意欲や技術力の向上に地域のスポーツ指導者の導入は大変有効であった。

3. 參考資料

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課長
各都道府県私立学校主管課長 殿
附属学校を置く各国立大学法人担当課長

文部科学省スポーツ・青少年局
参事官（体育・青少年スポーツ担当）
宮内健二

(印影印刷)

武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について（依頼）

中学校学習指導要領における保健体育科での武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について、平成24年3月9日付23文科ス第910号及び平成25年5月2日付ス参体第2号「武道必修化に伴う柔道の安全管理の徹底について」により依頼するとともに、平成24年度、平成25年度の各年度において、各学校の柔道の指導体制について御確認いただいた結果について、当省に御提出いただき、取りまとめたものを情報提供いたしました。

平成26年度におきましても、中学校における武道の授業の実施に当たり、柔道を行う各学校については、安全管理の徹底を図る中で、保健体育科での本年度の柔道の授業の開始前に、下記の点について御確認いただき、より安全に指導できる体制にさせていただきよう願いますとともに、柔道の指導体制について御確認いただいた結果については、実施要領（別紙1）及び回答・集計要領（別紙2）に基づき、集計票を作成の上、平成26年6月26日（木）までに下記提出先まで御提出いただくよう願います。

なお、文部科学省においては、平成25年3月に安全に配慮した柔道の指導内容等をまとめた学校体育実技指導資料第2集「柔道指導の手引（三訂版）」を作成し、各中・高等学校等に配付し、平成26年3月には本手引の内容を映像として収録した「柔道指導のための映像参考資料」及び「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」を作成し、配布したところです。柔道の指導の実施においては、これらの資料も参考としつつ、安全管理に十分に御留意いただくとともに効果的な指導を行っていただくよう願います。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、各都道府県私学担当主管課におかれては所轄の私立学校に対して、各国立大学法人担当課におかれては附属学校に対して、この趣旨について周知及び調査結果を取りまとめていただくとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

(1) 指導者について

イ) 平成26年度に柔道の授業を開始する時点^{*1}において、一定の指導歴又は研修歴を持った教員が指導に当たることができる体制^{*2}になっているか。

※1 実際に授業の開始を予定している時点であり、年度当初の4月とは限らない。

※2 例えば、複数の担当教員がいる学校で、一定の指導歴及び研修歴を持たない教員が単独で授業を担当する場合は「指導に当たることができる体制」に該当しないが、当該教員が今後授業開始までに指導をし得るような一定の研修を受ける予定の場合は該当すると考えられる。

ロ) イ) の体制が確保できない場合、適切な外部指導者の協力を得ることになっているか。

【留意点】

指導者が一定の指導歴又は研修歴を持たない教員である場合は、教育委員会や柔道関係団体にある人材データベース等を活用し、退職警察官等外部指導者の協力を得ること。また、指導歴及び研修歴が浅い教員については、授業の開始時点までに十分に研修の機会を確保すること。

(2) 指導計画について

3年間を見通した上で、学習段階や個人差を踏まえ、段階的な指導を行うなど安全の確保に十分に留意した計画となっているか。

【留意点】

問題点が判明した場合、指導計画（例えば単元計画等）を修正し、無理な計画での授業は行わないこと。また、必要に応じ、都道府県柔道連盟等の協力を得て、外部指導者によるアドバイスを受けること。

なお、「柔道の授業の安全な実施に向けて」（平成24年3月）、学校体育実技指導資料第2集「柔道指導の手引（三訂版）」（平成25年3月）を踏まえ、安全に柔道の指導を行う観点から特に以下の点について配慮が求められること。

① 3年間の指導を見通した上で、各学年で適切な授業時数を配当し、効果的、継続的な学習ができるようにすること。

第1学年及び第2学年においては、受け身の練習を段階的かつ十分に行った上で、指導する技や時期を定め、技と関連させた受け身の指導を行うこと。また、受け身がとれるようになった後、投げ技のかかり練習や約束練習など、段階的に練習を行うこと。その際、固め技について自由練習やごく簡単な試合で攻防の楽しさを味わわせることが考えられること。

さらに、第3学年においては、生徒の技能の上達の程度等を踏まえ、安全上の配慮を十分に行った状態で、使用する技や時間を限定するなどして簡単な試合までを計画することも考えられること。

② 生徒の学習段階や個人差を踏まえた無理のない段階的な指導を行うこと。

なお、学習指導要領の解説で示している「大外刈り」などの技については、あくまでも例示であり、記載された全ての技を取り扱わなければならないものではないこと。

(3) 施設設備等について

施設設備及び用具の安全が確保されているか。特に体育館を使用する場合は、例えば畳のずれを防ぐ措置など柔道を行う場の安全が確保されているか。

【留意点】

十分でない場合は、早急に施設設備及び用具の安全の確保策を講じること。

(4) 事故が発生した場合の対応について

事故が発生した場合の応急処置や緊急連絡体制など、対処方法について関係者間で認識を共有しているか。

【留意点】

十分でない場合は、早急に事故が発生した場合に対応できる体制を整備すること。

(本件問合せ先・調査提出先)

文部科学省 スポーツ・青少年局
参事官 (体育・青少年スポーツ担当) 付
指導係 二戸、高瀬
電 話 03-6734-2674
ファクシミリ 03-6734-3790
電子メール taiikuss@mext.go.jp

平成25年度学校体育振興事業研究報告集の作成について

平成26年5月7日

スポーツ・青少年局長決定

1 趣旨

平成25年度に実施した委託事業（運動部活動地域連携再構築事業・武道等指導推進事業）の内容を研究報告集としてまとめ、教育委員会等に情報提供し、その成果の普及・啓発を図る。

2 作成の概要

作成する資料は、次のとおりとする。

平成25年度学校体育振興事業研究報告集

3 作成の方法

作成にあたっては、以下の学識経験者等の協力を得るものとする。

新井 康司 群馬県教育委員会健康体育課 指導主事

逆瀬川慶浩 山梨県教育委員会スポーツ健康課 指導主事

地曳 克浩 千葉市教育委員会学校教育部保健体育課 指導主事

中野渡善樹 愛知県教育委員会学習教育部体育スポーツ課 主査

原 康弘 神奈川県立体育センター指導研究課研修指導班 指導主事

(50音順)

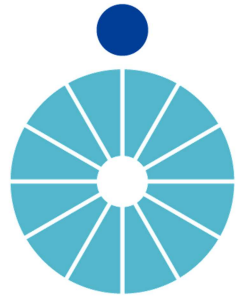
なお、必要に応じ、上記以外の者の協力を得ることもできる。

4 作成の期間

平成26年5月7日から平成27年3月31日までとする。

5 その他

この作成に関する庶務は、スポーツ・青少年局参事官（体育・青少年スポーツ担当）付指導係において行う。



文部科学省